



平成 30 年10月吉日

お客様各位

TCLC 日本総代理店
株式会社サンキュウ SHIPPING
総代理店部

LSS (Low Sulphur Fuel Surcharge) 導入のご案内

拝啓、貴社ますますご清栄の事とお喜び申し上げます。
平素より格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて今般、太倉港コンテナラインズ(TCLC)は日本/太倉、南京、常州、張家港、舟山及び同港を経由する輸出入貨物に関し、LSS(Low Sulphur fuel surcharge)の導入を決定致しましたので、ご案内申し上げます。

船舶からの排気ガスによる人体、環境への悪影響を低減する為、MARPOL 条約(海洋汚染防止条約)に基づき燃料油の硫黄濃度が規制されております。

この度導入の LSS は低硫黄濃度燃料油への切換えによるコスト増加分の一部を SURCHARGE としてご負担して頂くものであります。

つきましては上記事情ご賢察の上、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 名称 LSS (Low Sulphur Fuel Surcharge)
2. 対象航路 日本/太倉・南京・常州・張家港・舟山及び同港を経由する中国発着の貨物。
3. 適用料率 (輸入)US\$15/TEU 積地払い(PREPAID)
(輸出)RMB100/TEU 揚地払い(COLLECT)
4. 適用開始日(輸入)2018 年 11 月 28 日 中国出港船より。
(輸出)2018 年 11 月 28 日 本邦出港船より。

備考:輸出入を問わず同一本船で各積港の出港日が 11/27 以前は適用外、
11/28 以降は適用となります。

また上記開始日は TCLC の ORIGINAL SCHEDULE に準じます。

以上